2　五・二GHz帯高出力データ通信システムの陸上移動局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　前条第三号イ、ロ、ニ、ホ（表エの項及びオの項に掲げるものを除く。）、ヘ、ト（表ウの項に掲げるもの（占有周波数帯幅が八〇MHzを超え一六〇MHz以下及び四〇MHzを超え八〇MHz以下（同号ハ(5)に規定する場合に限る。）のものを除く。）に限る。）、チ（表アの項に掲げるもの（占有周波数帯幅が八〇MHzを超え一六〇MHz以下及び四〇MHzを超え八〇MHz以下（同号ハ(5)に規定する場合に限る。）のものを除く。）に限る。）、リ、ヌ及びル並びに前項第二号に掲げる条件に適合すること。

［二　略］

三　五、二一〇MHzの周波数の電波を小電力データ通信システムの無線局の五、五三〇MHz、五、六一〇MHz又は五、六九〇MHzの周波数の電波と同時に使用する場合の変調方式、送信装置の空中線電力及び一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力については、第一号の規定にかかわらず、前条第三号ニ、ホ（表オの項に掲げるものに限る。）及びチ（表アの項に掲げるもの（占有周波数帯幅が四〇MHzを超え八〇MHz以下（同号ハ(5)に規定する場合に限る。）のものに限る。）に掲げる条件に適合すること。

［四　略］

別表第一号（第５条関係）

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差（Hz又はkHzを付したものを除き、百万分率）
［1～7　略］		
8　2,450MHzを超え10,500 MHz以下	［1～5　略］	［略］
	6　小電力データ通信システムの無線局及び5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局 (1)　5,150MHzを超え5,350MHz以下又は5,470MHzを超え5,730MHz以下の周波数の電波を使用するもの ［(2)　略］	
	［7　略］	
［9　略］		

［注　略］

2　［同上］

一　前条第三号イ、ロ、ニ、ホ（(4)を除く。）、ヘ、ト（(3)㈣を除く。）、チ（(1)㈠、(2)㈠及び(3)㈠に限る。）、リ、ヌ、ル及びヲ(4)を除く。）並びに前項第二号に掲げる条件に適合すること。

［二　同上］

三　五、二一〇MHzの周波数の電波を小電力データ通信システムの無線局の五、五三〇MHz又は五、六一〇MHzの周波数の電波と同時に使用する場合の変調方式、送信装置の空中線電力、一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力及び帯域外漏えい電力については、第一号の規定にかかわらず、前条第五号ハ、ホ、ヘ(1)に限る。）及びチ(1)に限る。）に掲げる条件に適合すること。

［四　同上］

別表第一号（第５条関係）

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差（Hz又はkHzを付したものを除き、百万分率）
［1～7　同左］		
8　2,450MHzを超え10,500 MHz以下	［1～5　同左］	［同左］
	6　小電力データ通信システムの無線局及び5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局 (1)　5,150MHzを超え5,350MHz以下又は5,470MHzを超え5,725MHz以下の周波数の電波を使用するもの ［(2)　同左］	
	［7　同左］	
［9　同左］		

［注　同左］